

被爆証言応答装置製作等業務における受託候補者特定基準

1 受託候補者特定基準

評価項目		評価基準	配点
1 基本事項		(A)	15
	(1)実施方針	実施方針は本業務の趣旨に沿ったものとなっているか。	5
	(2)実施体制及び業務スケジュール	本装置の製作に当たり、適切に実施できる体制となっているか。また、業務スケジュールは被爆体験証言者の体力的な負担軽減が考慮されている等、適切な計画となっているか。	5
	(3)実績	過去に本業務と類似の業務を実施した実績があるか。業務内容に関する知識及び知見を有しているか。	5
2 映像収録		(B)	30
	(1)制作手法	適切な収録及び編集手法が示されているか。	15
	(2)被爆体験の聞き取り	インタビューを通じて被爆体験証言者の被爆体験を効果的に引き出し、ポイントを押さえながら深掘りするための手法や工夫が提案されているか。	15
3 機器及びシステム構成		(C)	25
	(1)ユーザービリティ	ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰もが利用しやすいインターフェイスとなっているか。	10
	(2)「対話型」装置の実現性	利用者が、被爆者本人の高精細な映像や声で、被爆者との対話を没入感を持って疑似体験できるような仕様となっているか。	10
	(3)運用	「常設型」及び「可搬型」の装置は、運用者が運用しやすいものとなっているか。	5
4 研修		(D)	5
	研修計画	基礎程度のパソコン操作スキルを持つ者でも本装置を運用できる研修計画となっているか。	5
5 運用		(E)	5
	運用支援	本装置の運用において、適切なサポート体制の提案がなされているか。また、システム障害等が発生した際に、早期に復旧できる体制や対策が提案されているか。	5
6 提案額		(F)	10
	提案額	提案額が上限額をどの程度下回っているか。	10
7 アピールポイント・独自提案		(G)	10
	独自提案や業務改善	本市が求める機能・運用等以外に、提案額の範囲内で実効性が高い提案等がされているか。	10
計		(A+B+C+D+E+F+G)	100

2 評価の方法

- (1) 被爆証言応答装置製作等業務審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションにより、受託候補者特定基準に基づき、公平かつ客観的に審査及び評価を行う。
- (2) 合計点が6割（60点）に満たない場合、その提案は無効とする。